

視覚障害者用白杖の一時貸し出し実施要領

平成 21 年 3 月 2 日
20 新福障相第 6549 号課長決定

(目的)

- 1 この要領は、視覚障害により身体障害者手帳の交付手続き等を行っている者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日付法律 123 号）第 76 条に規定する補装具費による白杖の支給決定がされるまでの間、白杖を一時貸し出しすることにより、視覚障害を有する者の生活における安全性を確保することを目的として必要な事項を定める。

(対象者)

- 2 白杖の一時貸し出しの対象となる者は、区内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 視覚障害により身体障害者手帳の交付申請している者、又は交付申請を行なうための身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する診断書の交付を受けている者。
 - (2) すでに補装具費支給された白杖が正当なる理由で破損等により使用できなくなったため白杖の補装具費支給の申請をしている者。
 - (3) その他、区長が白杖の一時貸し出しが必要と認めた場合。

(貸し出し期間及び返却)

- 3 白杖を貸し出しする期間は、2 ヶ月とするが補装具費支給による白杖の納品があった場合は、納品があった日から 2 週間以内に返却するものとする。

(申請)

- 4 白杖の一時貸し出しを受けようとする者は、別紙 1 「白杖の一時貸し出し申請書」に必要事項を記載し申請するものとする。

(決定)

- 5 区は前項に規定する申請に基づき、別紙 2 「白杖の一時貸し出し証」の発行及び白杖を申請者に貸し出しするものとする。

(貸し出し・返却)

- 6 白杖の貸し出し及び返却場所は、福祉部障害者福祉課とする。

また、区は白杖を貸し出しする時、白杖に破損、ひび等（以下「破損等」という。）の危険がないか、貸し出しを受ける者（以下「貸し出し者」という。）と確認し、貸し出しするものとする。

なお、区は白杖が返却された場合には、速やかに白杖に破損等がないか確認し、破損等がある場合には、貸し出し者に破損等の経緯について聞き取りを行うものとする。

(費用)

- 7 白杖の一時貸し出しに係る費用については、無料で貸し出しするものとする。ただし、貸し出し者が、重大な過失において白杖を貸与期間中に破損等した場合は、貸与者は区に現物により弁済をするものとする。

(その他)

- 8 この要領に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 11 月 24 日 23 新福障相第 2502 号課長決定）

この要領は、平成 23 年 11 月 24 日から施行する。

附則（平成 25 年 3 月 28 日 24 新福障福第 1570 号課長決定）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。